

議案第 3 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1中

1 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450 円
2 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	750 円
3 戸籍に記載した事項に関する証明	1 件につき	350 円
4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1 件につき	450 円
5 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき	350 円
6 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1 通につき	1,400 円
7 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	1 件につき	350 円
8 住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1 通につき	350 円
9 住民票に記載した事項に関する証明	1 件につき	350 円
10 住民基本台帳の閲覧	1 件につき	350 円
11 印鑑登録証明書の交付	1 通につき	350 円
12 印鑑登録証の交付	1 件につき	350 円
13 身分に関する証明	1 通につき	350 円

を
「

1 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450 円
2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(ただし、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に該当するとき及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項	1 件につき	400 円

の全部若しくは一部を証明した書面と同時に請求する場合を除く。)	
3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円
4 除籍電子証明書提供用識別符号の発行(ただし、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成 12 年自治省第 5 号)第 1 条の 2 に該当するとき及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面と同時に請求する場合を除く。)	1 件につき 700 円
5 戸籍に記載した事項に関する証明	1 件につき 350 円
6 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1 件につき 450 円
7 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項及び第 120 条の 6 の証明書の交付	1 通につき 350 円
8 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1 通につき 1,400 円
9 戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)及び第 120 条の 6 の書類の閲覧	1 件につき 350 円
10 住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 350 円
11 住民票に記載した事項に関する証明	1 件につき 350 円
12 住民基本台帳の閲覧	1 件につき 350 円
13 印鑑登録証明書の交付	1 通につき 350 円
14 印鑑登録証の交付	1 件につき 350 円
15 身分に関する証明	1 通につき 350 円

に改める。

別表第 5 中

「

(6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,180,000 円

イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,410,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,590,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,950,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	2,270,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	4,550,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	5,820,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき	7,070,000 円

を
「

(6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,450,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,720,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,920,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	2,360,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	2,740,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	5,640,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	7,240,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件につき	8,790,000 円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 3 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

戸籍法の一部改正に伴う「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に準じて、戸籍等に関する手数料について所要の改正を行おうとするものです。また、同政令の一部改正に準じて、消防法に基づく危険物の製造所等の設置許可等における手数料について、所要の改正を行おうとするものです。